



快適住まい

さいたま
住宅生協
2024.5
No.113

発行・さいたま住宅生活協同組合 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 TEL048-835-2801 フリーダイヤル0120-502-817 www.houscoop.or.jp



大地震に備える「住まい」を

いっどこで起きてもおかしくない



①1階部分が斜めに傾いた住宅 ②亀裂の入った地面のアスファルト ③建物危険判定「倒壊注意・立入禁止」 ④大きく傾いた建物 ⑤敷地と道路の間に大きな段差ができた住宅

2024年能登半島地震の被害状況より(出展:災害写真データベース)

予測のできない怖さ

今年の元日に起きた能登半島地震で、私達は、日本ではいっどこで大きな地震が発生するかわからないことをあらためて思い知らされました。

この地域では、2007年(平成19年)3月には能登半島沖でマグニチュード6.6の地震が、2020年(令和2年)には最大マグニチュード7.6の群発地震、また昨年5月にも奥能登でマグニチュード6.9と、近年でも繰り返し大きな地震が起きています。

今回の被害を伝えるなかで「前回の地震でも大丈夫だったからと思っていた」という声も報道されています。しかし、地震の規模や範囲・揺れ方等は各々の地震によって違い、それが建物や地域に与える影響も経験則だけでは判断できません。

自分の過去の経験だけではなく、様々な情報や知見を踏まえて、いつ起きるかわからない大地震に対する「備え」を行うことがいかに大切かが問われています。

(2面につづく)

多発する地震 首都圏も切迫

首都圏直下型 30年以内70%の想定

専門「家」も予測できない

公益社団法人日本地震学会は、「東日本大震災の前後から日本は地震活動期に入ったのですか」という質問に対し「よく判りません」としつつも、「過去百年間の地震活動に基づく」と、東北日本の内陸地震が、太平洋側の海溝型巨大地震前後10〜20年間に活発化したことは知られていない」と回答しています。

能登半島も大規模な地震の発生確立は低いとされています。専門家もいつどこで次の地震が起きるかを想定することはできません。

特にマグニチュード7クラス以上とされている首都直下地震や南海トラフ地震は、30年以内に70%程度と非常に高い確率での発生が指摘されており、注意が必要です。

県内被害全壊2万1千棟

これらの地震では、私たちの住む埼玉県にも大きな影響をもたらすことが想定されています。

埼玉県地域防災計画では、首都直下地震による埼玉県内の被害を下表のように想定しています。

これだけの建物の被害、人的被害が短期間に発生した場合には、現在準備されている公的支援（公助）は到底間に合いません。そのためには災害に向けて、自助・共助でどれだけ備えるかはとても重要なことです。

埼玉県地域防災計画(令和5年3月)～第2編 地震対策編における
首都直下型地震による埼玉県内の被害想定

建物等被害				
時間帯		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約21,000棟		
液状化による全壊		約4,900棟		
地震火災による焼失	風速3m/s	約3,800棟	約2,000棟	約42,000棟
	風速8m/s	約7,700棟	約5,800棟	約72,000棟
全壊・焼失棟数合計	風速3m/s	約30,000棟	約28,000棟	約68,000棟
	風速8m/s	約34,000棟	約32,000棟	約97,000棟

人的被害				
時間帯		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約1,300	約400	約700
地震火災による死者	風速3m/s	約200～約300	約20～約40	約900～約1700
	風速8m/s	約300～約600	約70～約100	約1600～約3000
ブロック塀等の転倒・屋外落下物等による死者		約10		約20
死者数合計	風速3m/s	約1500～約1600	約500	約1700～約2500
	風速8m/s	約1700～約1900	約500～約600	約2400～約3800
負傷者数		約109,000～約113,000	約87,000～約90,000	約112,000～約123,000

今回の能登半島地震では、死者240人を超え、建物被害は、7万8000棟を数えています。

家屋倒壊による被害大

建築物に関する最低基準は「建築基準法」で定められています。同法では、構造に関する基準の大きな変更が2度行われてきています。

1981年(昭和56年)6月の改正(そ

れ以前を「旧耐震基準」、それ以降を「新耐震基準」といいます)では建物を支える「耐力壁」の必要量の規定が明示され、2000年にはさらに耐力壁の配置のバランスや耐力壁を支える軸組の接合部の強度が検討されるようになりました。

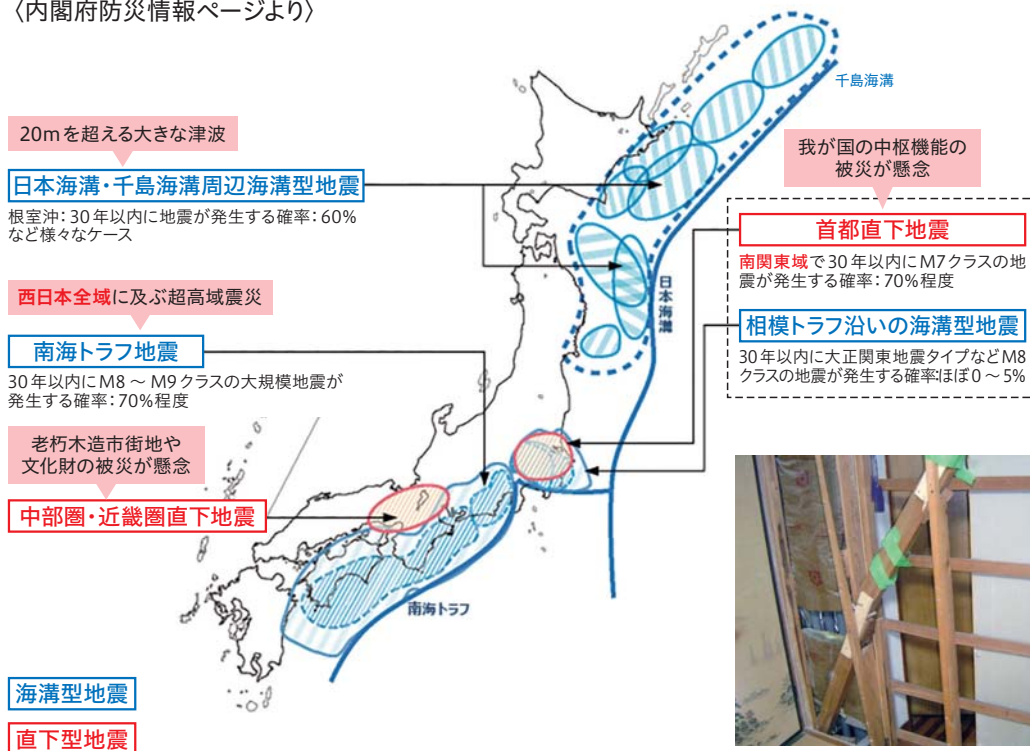
法適合が「安全」ではない

建築基準法の耐震強度の考え方は、「震度5強」や「震度6強〜7程度」の地震で

必要です

住まいの耐震化 早めの診断・改修を

〈内閣府防災情報ページより〉



地震で折れた筋交い(熊本地震)

「家屋が倒壊・崩壊しない」とされていますが、これは、こうした震度でも建物が損傷しないということではなく、「すぐには倒壊・崩壊せず避難時間が確保できる」というだけにすぎません。

何度も強い地震が繰り返し発生した場合には倒壊・崩壊の恐れが十分にありません。2016年(平成28年)の熊本地震や今回の能登半島地震では、震度7の地震が2度連続して起きたために倒壊したり、当初の地震では大丈夫そうにみえた住宅がその後の震度4の地震で倒壊した例が起きています。

地震の揺れに耐えるために設置される「耐力壁」は、筋交い等で柱や土台、梁等が外れたりすることを防いでいますが、一度大きな地震が来るとこれらの接合部が外れたり筋交いが折れたりし、2度目の地震の際に機能を果たさなくなっている事例がみられます。

自宅の耐震化が他人も救う

ご高齢の組合員さんから「この建物が倒壊した時は自分も寿命だと思って諦め

【旧耐震基準と新耐震基準の違い】

建築時期 (着工日)	耐震強度の考え方
旧耐震基準 1981(昭和56)年 5月以前	10年に1度発生すると考えられる中規模地震動(震度5強程度)に対して、家屋が倒壊・崩壊しない。
新耐震基準 1981(昭和56)年 6月以降	中規模の地震動(震度5強程度)で家屋がほとんど損傷しない。 大規模の地震動(震度6強～7程度)で、家屋が倒壊・崩壊しない、ただし多少の損傷は許容。

る」という声を多くお聞きします。

しかし、住宅の倒壊は、道路を塞ぎ避難者や緊急車両の通行を妨げることになる他、救助の労力を分散することとなり、自分だけでなく他の方の命にも影響を与えます。住宅の耐震化はご本人だけでなく、地域の安全性を高めるためにも重要です。

まずは、住宅の耐震診断をし、さらに必要な耐震改修をすることをお勧めします。住宅生協では、木造住宅の耐震診断(一般診断法)をお請けしています。お気軽にご相談ください。



献活動

専門家による 福祉施設の

無償 修繕

●協力業者会の活動目標

さいたま住宅生活協同組合の事業者で構成された協力業者会は、日頃の業務の専門性を活かして地域に貢献することを活動目標の一つとしていました。

この度、縁あってご紹介いただいた富士見市の「障がい者支援施設ゆいの里」の男性入居者の共有スペースで、1月13・14日に施設の修繕ボランティアをおこないました。

障がい者支援施設の特性によっては、建築物の損傷が著しくなってしまう場合があります。

今回修繕を行った箇所は、ドアや壁が大きく傷み劣化が目立っていました。しかし、施設側では運営資金が限られており、



協力して壁の補修

プロの技発揮「やりがいがある」

なかなか外部に修繕を依頼するまでは手が回らず、職員の方々自らによる応急的な最低限の補修が行われていただけでした。

●協力し合い短期で作業

協力業者会は、事前の調査に基づいて、必要な部材を下準備で製作しておき、2日間の短い時間のなかで延べ23名の参加者が協力しながら、壁やドアの補修や塗装等の作業を行いました。

協力業者会として初めての試みでしたが、とても価値のある活動であり、今後の生協運営の一つの大きな足掛かりとなりました。

傷みが激しく動かない扉の開閉を確認



柱部分の塗装作業



この修繕には、職員の方々や入居者の保護者の方からも喜びの声が寄せられています。また、参加した協力業者にとっても、普段は別々の作業を行っている業者間の連携がより深まったとの成果も上がっています。

主な関係者の声

ゆいの里福祉会 佐藤和志さん(管理者)

入居者の特性上、感情表現が上手にできずに壁やドアを叩いたりすることも多く、傷みは大きい。職員で間に合わせの補強をしてきたが、今回、プロの方々に修繕していただけるのはありがたい。

協力業者会会長 岩丸郁也さん(一級建築士)

さまざまな職種のプロの技で社会貢献ができ、喜んでもらえればやりがいもあります。

修繕後



壁紙が剥がれていた柱は塗装で補修

修繕前



ベニヤ板を打ち付けていた扉は塗装で一体に



破損し穴が開いた壁部分は板を当てて元通りに



新年度

新築・リフォーム補助金の利用(申請)はお早めに

「省エネ」と「子育て」補助が充実

2024年度(令和6年度)の国や県・市町村が行う各種補助金の手続きが始まっています。これらの補助金は、「予算の範囲内」での申請受付となることが多く、年度途中で受付が終了してしまうことがあるので、新築やリフォームで利用しようとお考えの方は、早めの手続きが必要です。

今年度は、省エネに関する補助や子育て世帯への補助が充実しています。

特に「住宅省エネ2024キャンペーン」は4000億円を超える予

算措置が行われています。

また、各市町村が独自に設定した様々な種類の補助金もあります。各市町村のホームページで確認する等、県住宅課のホームページで各市町村の補助の種類を見ることがもできます。



市町村の補助金一覧 (県HP)

補助金の利用にあたっては様々な要件に合致することが必要となりますので、ご検討される方は住宅生協までお問合せください。

大好評の2023キャンペーンに続き

住宅省エネ2024キャンペーン

スタートしました!

住宅省エネ2024キャンペーンは 国土省・経済産業省・環境省の三省連携事業です

詳細は裏面をご確認ください

- 子育てエコホーム支援事業 (国土交通省)
- 先進的窓リノベ2024事業 (環境省)
- 給湯省エネ2024事業 (経済産業省)
- 賃貸集合給湯省エネ2024事業 (経済産業省)

4つの事業はまとめて申請(ワンストップ申請)できます!

国土交通省 経済産業省 環境省

住宅に関わる主な補助金等 — 令和6年(2024年度)の例(一部令和5年度) —

補助主体	新築・購入	リフォーム	設備導入・解体等
国	<住宅省エネ2024キャンペーン>		
		①子育てエコホーム支援事業	
		②先進的窓リノベ事業	③給湯省エネ事業
	④LCCM住宅整備推進事業	⑤断熱リフォーム支援事業 ⑥長期優良住宅化リフォーム推進事業(※R5年度)	
県	⑦県産木材活用住宅等支援事業(※R5年度)		
		⑧子育て世帯・移住世帯への省エネ改修支援(※R5年度)	⑨家庭における省エネ・再エネ活用整備導入補助金(※R5年度)
市町村 ※市町村毎に有無・内容に相違有		<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・改修補助 介護・障害に関する補助 介護予防に関する補助 リフォーム補助(地域活性化) 居住促進補助 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備補助 浄化槽設置費補助 介護・障害支援設備補助 空き家・ブロック塀解体補助



第33回 通常総代会

— 組合員の信頼に応え 組合員が主人公をつらぬきます —

日時 2024年6月29日(土) 午後2時～4時

場所 さいたま共済会館6F

総代のみなさまには
別途通知いたします。

さいたま住宅生活協同組合「定款第51条」により、第33回通常総代会を開催します。

総代会は、1年間の事業全体を振り返り、前進したこと前進できなかったことを明らかにし、次年度の事業に活かしていくことを総代会全体で確認する場です。

2023年度の事業はおかげさまで目標を達成し、8年連続の黒字化で総代会を開催します。この好調な状況を2024年度も継続していけるよう、住宅生協全体で力を合わせてすすめていきたいと思ひます。コロナ対策はしっかりとりながら、通常開催いたします。すべての総代のみなさまのご参加をお願いいたします。



4月1日からの シロアリ予防工事についてのお知らせ

価格の一部改訂について

2024年4月1日から、シロアリ予防工事価格が一部改訂され「床面積20坪を越えた場合の1坪あたりの加算料金」が5,280円となります(これまで4,180円)。さいたま住宅生協の創立以来長く価格を据え置きましたが、経済状況の悪化や資材高騰等により、やむを得ずこの度の改定となりました。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

保証期間中の「無料点検」ご案内について

4月1日以降にシロアリ予防工事を施工された方から、5年間の保証期間中の無料点検が2年目・4年目の計2回となります(これまで4回)。今まで通り、ハガキ・電話で「床下無料点検」のご案内をいたします。

点検ご希望の際は、フリーダイヤルまたは、ハガキにあるQRコードを読み込み専用フォームからお申し込みください。ハガキがお手元にない場合も、点検は随時受け付けておりますので、お気軽にお問ひ合わせ、お申し込みください。

フリーダイヤル 0120-502-817



CO-OP 住宅専門の共済 0120-502-817

申込みフォーム

この申込みフォームは「シロアリ消毒」に関するものです。
お申込みのメール内容を確認した後、担当スタッフより3営業日以内にご連絡させていただきます。
連絡がない場合はメールアドレスや電話番号の入力に間違いがある可能性がございますので、その際にはお手数ですがお電話か、この申込みフォームを利用して改めてご連絡ください。

組合員No. (必須) ※お送りしたハガキに記載されてます。

お名前 (必須)

メールアドレス (必須)

ご連絡先電話番号 (必須) ※連絡のとれる電話番号をご入力ください。

お電話可能時間 (必須) ※複数選択可

いつでも可 9:00-12:00 12:00-14:00 14:00-16:00 16:00-18:00

お問ひ合わせの種類

点検申込み

要望事項

住まいの 学習講座

どなたでも参加できます

【要事前申込】
フリーダイヤル0120-502-817

入場無料

第1部

テーマ
「地震に備える住まいづくり」

講師：嘉藤 剛（一級建築士）



第2部

テーマ「新しい防災、“フェーズ・フリー”を取り入れた住まいとは？」

講師：松山 千晶（一級建築士）



第34回

5月25日(土) 午後2時～5時

会場：大宮ソニックシティ703会議室

第35回

6月8日(土) 午後2時～5時

会場：住宅生協会館3F

各会場で、講座終了後に無料住宅相談もおこないます。新築、増改築、リフォーム等、お気軽にご相談ください。また、6月8日の会場・住宅生協会館3Fは『明日家』仕様（床は県産ヒノキ材、壁・天井は漆喰）で仕上げた空間で、他の自然素材も見学できます。講座ご参加の機会にぜひごらんください。

カーライフを応援する、頼れる補償
マイカー共済

自動車総合補償共済



さいたま住宅生協の組合員は
団体割引が適用されます。

↑二次元コードを読み取りいただくとお見積もりができます。

こくみん共済
公式キャラクター
ピットくん



7才の交通安全プロジェクト

こくみん共済 coopでは、横断旗の寄贈や、特設サイトでの情報発信など、子どもたちの安全を守るための取り組みを行っています。

※団体割引は、多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。車種や補償内容により、団体割引率と契約個々の割引率が異なります。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績（契約件数・損害率）で決まるため、変動することがあります。

※当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

詳しくはこちらの「7才の交通安全プロジェクトサイト」
をご覧ください。 <https://www.zenrosai.coop/anshin/7cj/>

7才の交通安全プロジェクト



こくみん共済 埼玉推進本部
（埼玉県労働者共済生活協同組合）

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

1123A009

葬儀・仏事のことは全てサポートいたします。

ご使用になられた以外の請求は致しません。
ご安心の明朝会計です。

家族葬

一般葬

親族葬

逝く人に家族と同じ心づかい
葬祭奉仕センター

(有) 蓮浄社

〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町8-19
電話048-886-5118 FAX048-881-2545
[厚生労働省認定・一級葬祭ディレクター店]

0120
FreeDial

0120-37-0631

ご相談受付 午前9:00～午後5:00 緊急連絡24時間受付中



リフォームローン



マイホームの
リフォームに!

●最高2,000万円 ●最長20年 ●無担保
●団体信用生命保険付(最高2,000万円※ご融資額の範囲内まで)

金利等、
詳しくは
こちら▶



カードローンマイプラン

暮らしのさまざまな資金に!

●変動金利・無担保
●保証料込み
●返済方式：定額型
または残高スライド型

●借入限度額(極度額)10万円～500万円※所属会員により異なります

金利等、
詳しくは
こちら▶



【コープローン(生協組合員融資制度)お申込資格】中央労働金庫の会員のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員とその同一生計家族の方で自宅は、お勤め先が当金庫の事業エリア内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)にある方がご利用いただけます。同一生計家族の方がご利用される場合は、中央ろうきん友の会に入会する必要があります。【ご留意事項】※審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合がございます。※店頭にて説明書をご用意しています。※商品や借入資格等の詳しいお問い合わせ・ご相談は(中央ろうきん)営業店までお問い合わせください。※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得・リフォームに係る資金(借換資金を含む)および当金庫のローンの借換えにはご利用いただけません。【リフォームローン】※団体信用生命保険は、健康状態によっては保険会社の加入承諾が得られない場合があります。 ※詳しくは(ろうきん)生協会員専用フリーダイヤル(0120-692-506)または営業店までお問い合わせください。

2024年4月1日現在